

年金制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系				<p>※2005年1月から一般年金保険に統合。(2004年12月まで職員年金保険と労働者年金保険が分立。)</p>		
対象者	全国民	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民	一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民
保険料率 (2004年)	(一般被用者) 14.288% (2005.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2006.4～、 月あたり13,860円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人:11.0% 事業主:12.8%	19.5% (労使折半)	(一般被用者) 16.45% 本人:6.65% 事業主:9.80%	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)
支給開始 年齢 (2004年)	国民年金(基礎年金) :65歳 厚生年金:60歳 ※男子は2025年までに、 女子は2030年までに 65歳に引上げ	65歳 ※2027年までに67歳に 引上げ	男子:65歳 女子:60歳 ※女子は2020年までに 65歳に引上げ	65歳	60歳	65歳 (※61歳以降本人が 選択。ただし、保証 年金の支給開始年 齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の 1/3 ※2009年度までに 1/2に引上げ	なし	原則なし	給付費の約30% (2000年)	一般財源より給付費の 約7% 一般社会拠出金等より 給付費の 約18%(1997年)	保証年金部分
<参考> OECD レポートに よる 所得代替率 (所得は税控 除後のもの)	59.1%	51.0%	47.6%	71.8%	68.8%	68.2%

資料出所：・ Social Security Programs Throughout the World : Europe;2004 / The Americas;2003
 ・ The Mutual Information System on Social Protection
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)
 ・ Pensions at a Glance 2005 (OECD) ほか

注) 1 平成18年版「厚生労働白書」より抜粋
 2 所得代替率は、現役時の平均手取所得に対する手取年金額の割合である。